

配 水 計 画

会津大川土地改良区令和8年度配水計画

(1) 取水の基本事項

用排水維持管理委員会において配水計画の案を作成し、理事会が決定する。

渇水時における通水制限等については、用排水維持管理委員会に諮った上で理事会が決定する。

なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水維持管理委員会に報告する。

また、理事会が速やかに、その内容を組合員に周知する。

(2) 配水期間及び計画

最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

◎馬越水系

馬 越 頭 首 工		単位：m ³ /S	
かんがい期間	代 掻 き 期	5月11日～5月20日	8.210
	普 通 期	5月21日～9月15日	6.865
そ の 他 の 期 間		9月16日～5月10日	4.000

※ 会津南部土地改良区連合維持管理計画書参照

馬越水系の利水調整は、会津大川土地改良区管内堰上日程表とする。

◎鶴沼川水系

か ん が い 期		単位：m ³ /S	
下 野 堰	下野（右岸）	5月 5日 ～	0.161
	橋爪（左岸）	5月10日 ～	
西後庵堰	代掻き期	5月11日 ～	0.129
鶴沼三堰	代掻き期	5月 5日 ～	1.136

◎ため池等水系

施 設 名	堰上日程	備 考
関山地区4箇所	4月29日	
馬越ポンプ稼動	5月 1日	
八 重 松 堰	5月 5日	
大 八 郷 堰	5月 5日	

西沖ポンプ稼動	5月 8日	
下(上)ため池	5月12日	福 光
新溜池、高畑1～3号ため池	5月13日	螺 良 岡

(3) 渇水時の対応

会津大川管内が渇水により用水が不足し対策が必要な場合、段階により必要に応じて理事会に諮り対策を講じる。

第1段階渇水 固定の揚水機(川原町、下荒井、寺堀、宮袋、宮ノ下)を稼働させる。

第2段階渇水 排水反復利用の為に仮設ポンプを主に末端に配置する。

第3段階渇水 緊急理事会開催後管内に文書で通知後輪番体制に移行する。

(4) その他

配水ブロック

○ため池 (1名)

- ・左下りため池 ・福光下 ・上の堤 ・高畑1・2・3号 ・新溜池 ・横川1・2号
- ・八神沢ため池 ・新山堤 ・八重松ため池

○堰 (3名)

- ・下野堰 ・西後庵堰 ・鶴沼三堰

○馬越水系本郷地区 (3名)

- ・国営幹線水路1号分水(馬越、入宗)
- ・国営幹線水路2・3・4・5号分水(大門、相川、大石)
- ・県営大川2号、宮木水路(本郷、下野、金屋、西後庵)

○馬越水系北会津地区 (3名)

- ・権現堀、北会津幹線1・2号水路
- ・北会津幹線2・3号水路
- ・北会津幹線3・4号水路